

堺消生セ第 987 号
令和 7 年 8 月 6 日

堺市消費生活審議会
会長 様

堺市長 永藤 英機

第 4 期堺市消費者基本計画について（諮問）

堺市消費生活条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第 4 期堺市消費者基本計画について

2 諮問理由

本市では令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 3 期堺市消費者基本計画に基づき、市民の安全・安心な消費生活を実現するための取組を進めているが、計画期間終了後を対象とする次期基本計画の策定を行う必要があるため、堺市消費生活条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、ご審議をお願いするものです。